

ひたちなか市ボランティア活動センターへの登録について

【対象となる個人・団体】

次の①～④にすべて当てはまる方が対象となります。

- ①自発的に、下記の【対象となる活動】にあてはまる活動を行なっていること。
- ②公益性や社会性のあるボランティア活動や市民活動の取り組みを目的とし、政治活動や宗教活動、営利を目的としない活動であること。
- ③活動場所が主にひたちなか市内である個人・団体で団体は会員数がおおむね 5 名以上であること。会員とはボランティア活動を行なう人のことを指します。
- ④社協や市内障がい者団体等が実施する下記事業に積極的に参加協力できること。
(年1回以上・1名以上の協力をお願いします)

事業名	時期	内容
共同募金運動	10月～12月	市内の商業施設や工場入り口、イベント等での募金の呼びかけ等。
ふれあいフェスティバル	11月末	社協とシルバー人材センターが主催する福祉のおまつりです。展示・体験コーナーのお手伝い、模擬店での販売・調理補助等。
障がい者レクリエーション	5月～6月頃	市内在住の障がい者とその家族を対象とした事業。参加者の補助等。
障がい者バーベキュー大会	9月～10月頃	市内在住の障がい者とその家族を対象とした事業。バーベキュー、レクリエーション補助等。
市心身障害者(児)スポーツ大会	10月頃	市内在住の心身に障がいのある方を対象としたスポーツ大会です。競技の準備や、選手の呼び出し、審判等
心身障がい者ボウリング大会	1月頃	市内在住の障がい者とその家族を対象とした事業。参加者の投球補助、運営補助。
社協運営施設での協力	通年	社協が運営する障がい者(児)施設への協力。
市内福祉施設・学校行事等の協力	随時	市内の福祉施設や小中学校で行われる行事への協力。
体験学習への協力	随時	市内の小中学校・高等学校などで行われる体験学習への協力。
高齢者外出支援事業	4月～12月	自宅に引きこもりがちな高齢者の方々が市内でお買い物や工場見学などをする事業。参加者の見守り、同行補助

【対象となる活動】

- ①高齢者・障害者福祉の増進
- ②子ども・青少年の健全育成
- ③文化伝承・スポーツの振興
- ④環境保全
- ⑤国際協力
- ⑥地域での福祉活動に関すること
- ⑦保健・医療の増進等

【登録の方法】 下記の書類を揃えて、ご提出ください

個人での登録の場合	団体・グループで登録の場合
◎登録用紙	◎登録申請書 ◎グループ概要・活動計画書 ◎会員名簿 ◎前年度グループ活動報告書 ○収支予算書・前年度収支決算書(ある場合のみ) ○グループ会則(ある場合のみ)

◎印の書類は、専用の書式があります

【登録の期間】

個人登録…登録日から2年

団体登録…登録年度の末日まで

※当該年度末に登録更新の意向確認の文書をお送りしています。

【ボランティア活動センターに登録している個人・団体に対する支援】

☆ボランティア保険の対象になります ※下記参照

☆ボランティアグループ立ち上げ助成金の交付の対象となります

☆市内福祉センターの利用料の減免の対象となります(申請が必要となります)

☆市総合福祉センター内のボランティア室や備品(印刷機等)が利用できます

☆ボランティア通信に各団体の活動紹介や会員募集情報が掲載できます

☆ボランティア通信を毎号お送りします

ボランティア活動センターの最新情報は Twitter, Facebook, LINE@でも発信しております。
ぜひ、フォローやいいね！をお願いします。

【ボランティア保険の補償内容】

加入期間:平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

○賠償責任(対人・対物共通)	限度額	1,000 万円
○障害補償(死亡・後遺障害)	限度額	200 万円
○入院日額	日額	1,500 円
○通院日額	日額	1,000 円

※対象は登録会員のみとなります。行事等については「ボランティア行事用保険」の加入をお勧めします。詳細はお問合せください。

ひたちなか市ボランティア連絡協議会への加入について

登録いただいた皆さまには、市内のボランティア同士の繋がりや情報交換及び交流を図るために組織されている「ひたちなか市ボランティア連絡協議会」の会員として活動いただきたく、ご協力をお願いしています。ボランティア活動センターに登録している個人・グループで構成されており、研修や交流会などを通じて、市内ボランティアの連携を強めることを目的としています。加入希望の方は、ボランティア活動センターまでご連絡ください。

(年会費 団体 1,000 円/個人 100 円)

【ひたちなか市ボランティア連絡協議会に登録している個人・団体に対する支援】

※ボランティアグループ活動助成金の交付の対象となります(団体のみ)

※社協の管理する福祉バスの利用ができます(団体のみ)

※ボランティア連絡協議会が所有している備品が借りられます

※広報誌「手と手と手」をお送りします

ボランティア活動センターは赤い羽根共同募金から助成を受けています

